

平成 19 年 6 月 27 日
改訂 平成 27 年 8 月 14 日

ヤンバルクイナの飼育下繁殖に関する基本方針

環 境 省

ヤンバルクイナの保護増殖事業として、ヤンバルクイナ保護増殖事業計画（平成 27 年 4 月 21 日 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第 1 号）第 3 の 4 に基づき飼育下繁殖を行う際の基本方針は以下のとおりとする。

1 飼育下繁殖の目的

ヤンバルクイナの飼育下繁殖は、本種の分布域の縮小が確認され個体数が急激に減少しているおそれが高い状況にあった平成 19 年に始まり、将来的な飼育個体群の再導入の可能性を見据えて飼育及び繁殖が行われてきた。現在に至るまでの間に、マングース等の外来生物対策が成果を上げ、現在では本種の個体数及び分布域は回復傾向となり、再導入は急務ではなくなった。一方で、外来生物による脅威や交通事故等の減少要因は完全に除去できておらず、今後、野外個体群が再び減少しないとは言えない。このことを考慮し、将来、野外個体群が危機的状況に陥った場合に備え、必要な施設や体制を確保し、野生復帰可能な遺伝的多様性を有する保険個体群を維持するための飼育下繁殖を継続するとともに、飼育下繁殖技術の向上、飼育下における生態的知見の把握を進める。

2 ファウンダ（創設個体）の確保

飼育下繁殖に用いる個体は、沖縄島内の一部の個体を捕獲し、適切な施設に導入する他、傷病その他の理由により緊急に保護された個体を利用するものとする。野外個体を捕獲する場合には、捕獲方法について検討するとともに、遺伝的多様性の保持に努め、捕獲による野外個体群の繁殖等への影響を最小限にとどめるよう注意する。また、傷病救護個体については、治療経緯を観察しながら繁殖に適した個体かどうかを検討し、飼育下繁殖に利用することの可否を判断する。

3 飼育下個体群の管理

飼育下個体群は環境省が一元的に管理する。

飼育下個体群は、遺伝的多様性の保持に努めるものとし、無計画な繁殖等により余剰個体が発生しないよう留意する。同時に感染症のリスク評価を行い、感染症の蔓延等、飼育下個体群及び野外個体群の存続を圧迫するおそれがある要因にも十分留意する。

また、感染症の蔓延等を防ぐため、複数の施設に分散して飼育を行う。その際は施設間で適切な血統管理を行うものとする。

4 飼育下繁殖個体の野生復帰

遺伝的多様性の保持や感染症リスク、社会状況等に配慮しつつ、将来的に本種の野外個体群が再び減少し危機的状況に陥ったと判断される場合には、減少要因への対策を進め、潜在的に本種の生息が可能となった地域等において、飼育個体群を用いて野生復帰を行い、野外個体群の回復を図ることを検討する。そのために、幼鳥時の経験や学習が野生復帰後の個体の生存率に大きく影響すると考えられるため、飼育環境下において野生復帰に向けた訓練を行う。また、適切な野生復帰の方法を検討し、試験的に実施することで野生復帰のための技術を確立する。

5 関係機関との調整

事業実施内容は、やんばる希少野生生物保護増殖検討会及びヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループで検討の上、実施に当たっては、保護増殖事業計画共同策定省庁及び地元地方自治体等関係機関と事前に調整する。